

飯塚市新型コロナウイルス感染症感染拡大防止事業費補助金交付要  
綱

令和2年11月11日

飯塚市告示第355号

(趣旨)

第1条 この告示は、飯塚市内の私立保育所等において、新型コロナウイルス感染症に対する強い体制を整え、感染防止対策を徹底しつつ、事業を継続的に実施していくため、予算の範囲内において新型コロナウイルス感染症感染拡大防止事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付することにつき、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示に定めるもののほか、この告示において使用する用語の意義は、福岡県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金(保育所等及び地域子ども・子育て支援事業)交付要綱の例による。

(交付対象施設等)

第3条 補助金の交付対象となる施設及び事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 飯塚市内の私立保育所及び私立幼保連携型認定こども園
- (2) 飯塚市内の私立保育所、私立認定こども園において行う延長保育事業
- (3) 飯塚市内の私立保育所、私立認定こども園及び私立幼稚園(子ども・子育て支援新制度へ未移行の幼稚園を除く。)において行う一時預かり事業
- (4) 飯塚市の委託を受けて実施する病児保育事業

(事業内容)

第4条 補助金の具体的な事業内容(次条において「対象事業」という。)は、次に掲げるものとする。

- (1) 衛生用品又は感染防止のための備品の購入
- (2) 施設内の消毒
- (3) 感染症予防の広報・啓発等
- (4) 職員が業務を継続的に実施するために必要な感染症対策

(対象経費及び交付の要件)

第5条 補助金の対象となる経費は、対象事業に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 消耗品費、備品購入費、委託料

(2) 職員手当等、賃金

(3) その他市長が適当と認める経費

2 前項の規定にかかわらず、他の補助金等によりその経費が交付されるものは、補助の対象としない。

(補助金の額)

第6条 交付する補助金の額は、第3条各号に規定する施設又は事業ごとに、前条に規定する対象経費の実支出額と総事業費から寄附金その他の収入を控除して得た額のいずれか低い額とし、1施設又は事業当たり50万円を限度とする。

(補則)

第7条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。